

## 様式3-1

奈良県文化会館公共施設等運営事業  
実施方針に関する質問書

No	該当箇所					見出し	質問	回答
	I	1	(1)	1)	①			
1	I	2	(3)	2)		前庭活用	前庭に関して、具体的な制限事項等があればご教示願いたい。	法令や条例等に抵触しない限り、制限事項はありません。関係法令の一例として名勝として指定を受けておりまして、文化財保護法の遵守が必要です。下記URL参照。 <a href="https://www.city.nara.lg.jp/site/bunkazai/8938.html">https://www.city.nara.lg.jp/site/bunkazai/8938.html</a> なお、前庭の一部、地下駐車場がある部分については、耐荷重の目安として4tトラックまでで運用していました。
2	I	2	(3)	2)		項目2:新たな利活用・サービス提供による地域の活性化への寄与	周辺エリアを活用した事業、及び、周辺施設との連携事業として、従来実施されていた、又は、継続しているイベントがあれば教えて下さい。	特にございません。新たな利活用について積極的に提案いただきたいと考えております。
3	I	2	(5)	1)		事業期間	「本施設引渡し」(令和9年3月末)から「供用開始予定日」(令和10年4月1日)までの期間を1年間としている特別な理由はございますでしょうか。	開業準備業務(予約受付、プレオープン、オープニングイベント等)の準備には一定の期間が必要となるためであり、その期間を見込んだものです。
4	I	2	(5)	1)		事業期間	「本施設引渡し」から「供用開始予定日」までの期間を短縮することは可能でしょうか。	開業準備業務のプレオープン、オープニングイベント(以下、オープニングイベント等)の開催業務の調整が問題なく履行できることを前提に、応募書類(提案審査書類)の提出時に、供用開始予定日を実施方針記載の日よりも前倒して設定する提案は可能です。なお、実施契約締結後に供用開始予定日を変更したり、供用開始予定日よりも前に運営期間を開始したりすることは想定していません。
5	I	2	(5)	1)		事業期間	「本施設引渡し」から「供用開始予定日」までに、実施契約に定める開始条件を充足し、運営権が設定され、「運営期間開始日」を経て、「供与開始予定日」を迎えることになりますが、「供与開始予定日」前に、「運営権設定日」もしくは「運営期間開始日」から本施設を活用した収益事業を行うことは可能でしょうか。	運営権設定日から運営期間開始日(供用開始予定日以降となります)までを含む開業準備期間については、開業準備業務の要求水準に定めるオープニングイベント等の開催の範囲で収益事業を行うことは可能です。

No	該当箇所					見出し	質問	回答
	I	1	(1)	1)	①			
6	I	2	(5)	1)		事業期間	「維持管理期間」は「本施設引渡し日」(令和9年3月末)から開始されますが、「本施設引渡し日」以降の令和9年度の「県からの負担額」も支出されますでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	I	2	(6)			事業方式	指定管理者としての期間も供与開始予定日の15年後の応当日の前日(I.2.(5)2)の定めにより、事業期間が延長された場合は、当該延長後の終了日)までとなりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	I	2	(8)	1)	②	開業準備業務	開業準備期間中、事業者は利用料金等の収入を得られませんが、開業準備業務にかかる費用は県負担という認識でよろしいでしょうか。また、県が想定している金額をご教示ください。	お見込みのとおりです。事業者は、開業準備期間中に必要な経費等も含めて、県による負担総額を提案してください。ただし、開業準備期間中にオープニングイベント等の本施設を活用した収益事業の実施は可能です。また、開業準備業務に関する費用については非公表です。
9	I	2	(8)	1)	③	運営業務	自主事業に関する業務について、県が想定している事業費をご教示ください。	自主事業に関する費用については非公表です。過去の実績については、今後公表する募集要項等で提示します。
10	I	2	(8)	1)	③	運営事業	「奈良県立ジュニアオーケストラ」および「ムジークフェストなら」の2022年以降の企画・運営受託者とイベント開催実績をご教示いただけますでしょうか。	イベント開催実績は今後公表する募集要項等で提示します。ムジークフェストならの企画・運営受託者は奈良県文化振興課HPにおいて、公募型プロポーザルの結果として公表しております。なお、2024年より業務名が「Nara for Culture」となっていることにご留意ください。奈良県立ジュニアオーケストラは、直営で実施していたため、外部委託は実施しておりません。
11	I	2	(8)	1)	③	ジュニアオーケストラの企画運営	ジュニアオーケストラに関して、規模や質を担保維持していくには、現状の支出額に加えて担当職員分の人事費相当額も必要になると考えているが、それらは県負担額に含まれると考えて良いか。	お見込みのとおりです。

No	該当箇所					見出し	質問	回答
	I	1	(1)	1)	①			
12	I	2	(8)	1)	③	ムジークフェストなら	ムジークフェストの企画・運営とあるが、収支責任及び主催は県であり、企画・運営部分の委託を県負担額に基づいて受託し、県と密に連携しながら推進するイメージで問題無いか。	ムジークフェストならの企画・運営とは、ムジークフェストならのうち主に公演事業に関して事業者の業務範囲とするものであり、事業者の創意工夫やノウハウ、裁量等により、事業者が実施することとなるため、収支責任は事業者となります。そのため、過去の実績等をふまえて事業者が収支を算定し、必要に応じて県による負担総額を提案してください。また、企画・運営に関して、県は必要となる協力は行うものの、基本的には事業者の業務として実施することとなります。
13	I	2	(8)	1)	⑤	付帯事業	「駐車場管理業務」について、駐車場料金の設定は事業者で行えますか。	お見込みのとおりです。
14	I	2	(8)	1)	⑤	付帯事業	「飲食施設の運営業務」について、本施設に整備される飲食施設を運営するとの理解で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	I	2	(8)	1)	⑤	付帯事業	改修前の飲食施設について、県との契約形態・更新時期、賃料、売上等をご教示いただけますでしょうか。	今後公表する募集要項等で提示します。
16	I	2	(8)	2)		任意事業	多目的ホールや多目的室等を事業者が年間を通して占有利用することは可能か。 また、本施設を音楽以外にも活用することは可能か。	任意事業は、本施設の価値を高め、相乗効果が期待できる事業を幅広く提案することを求めています。 ただし、第三者へのテナント貸し等により占有する場合は、PFI法第69条に基づく賃借契約を締結することを想定しているため、当該事業は特定事業として実施してください。 なお、利用料金を定め、広く供用する必要がある諸室については、今後公表する募集要項等で提示します。 なお、音楽に限らず、その他のコンテンツを提供することは可能です。

No	該当箇所					見出し	質問	回答
	I	1	(1)	1)	①			
17	I	2	(9)	2)		運営権設定対象施設	「事業者が運営権設定対象施設に更新投資を行った場合、事業期間の終了時点で当該投資の結果残存している価値に相当する金額を県が負担することを求めることができる。」と記載されていますが、(12) 2) 投資完了後の取り扱いには「事業者が運営権設定対象施設に対して更新投資を行ったときは、投資完了後、当該部分の所有権を県に無償で帰属させた上で、運営権設定対象施設として事業者が運営等を行うものとする。」と記載されています。 「投資完了後」とは「減価償却完了後」との理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。基本的には、更新投資を行った場合には県に所有権を無償で帰属させることになりますが、事業期間終了後も残存価値相当費用を上回る受益が見込まれる等の場合には、残存価値相当費用を県に求めることができます。
18	I	2	(10)	1)		大規模修繕に係る費用負担	「県又は事業者が追加投資又は大規模修繕を行った本施設は、…」との記載がありますが、事業者が大規模修繕を行うことがあるのでしょうか。ご教示ください。	事業者が大規模修繕を行うことはありません。
19	I	2	(10)	2)	①	県負担額	募集要項等の公表時に県の費用負担額上限も公表されると思うが、試算の根拠となった内訳を大項目だけでも公表する事は可能か。	県による負担総額の内訳は非公表です。
20	I	2	(11)	2)		利用料金等収入	「利用料金は、事業者の提案に基づいて県が定める条例に従い、事業者が設定し、自らの収入」とありますが、条例に定められている使用料の範囲内で利用料金を提案することになるのでしょうか。	現在の条例に規定されている使用料によらず、事業者が提案する利用料金をもとに県が条例を定めることとなります。
21	I	2	(13)	1)		JapanNationalOrchestra株式会社との連携	JNO反田社長が「文化会館の整備・運営に関し、監督的立場で助言する」となっていますが、その具体的な内容、関与度について、ご教示ください。	県が反田氏に助言を求める場合にのみご意見をいただけるものであり、それ以外の関与は特に想定しておりません。具体的な助言内容については、実施方針P10(13)1)の①～④に示すとおりです。
22	I	2	(13)	1)		JapanNationalOrchestra株式会社との連携	本事項は、特定事業に該当するため、県が定める負担額の上限額算定にあたり、他の自主事業であるジュニアオーケストラの運営やムジークフェストならの企画・運営と同等の業務仕様と収支計画が設定されているということでしょうか。 なお、要求水準書には、ジュニアオーケストラの運営やムジークフェストならの企画・運営と同等の業務仕様・収支計画情報の開示をお願いいたしたいと考えます。	お見込みのとおりです。「JNOとの音楽活動の充実、音楽活動を通じた交流の促進、文化振興関連施設の活用促進に関する業務」の内容は、今後公表する募集要項等で提示します。

No	該当箇所					見出し	質問	回答
	I	1	(1)	1)	①			
23	I	2	(13)	1)		JapanNationalOrchestra株式会社との連携	JNOとの連携協定書の内容について、開示していただくことは可能でしょうか？	今後公表する募集要項等で提示します。
24	I	2	(13)	1)		JapanNationalOrchestra株式会社との連携	JNOの施設に対する連携協力は、県を介さず指定管理者に直接意見されることはない、という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	I	2	(13)	1)		JapanNationalOrchestra株式会社との連携	「JNO代表取締役が(中略)監督的立場で助言する」とありますが、代表取締役が変更になった場合は、新たに代表取締役になった人物がその任にあたる、という認識でよろしいでしょうか。	現時点では未定であり、状況を踏まえて県の方針を検討します。
26	I	2	(13)	1)		JapanNationalOrchestra株式会社との連携	芸術監督の職務権限は、要求水準書で明らかにされる予定でしょうか？	お見込みのとおりです。芸術監督の役割は、実施方針P10(13)1)の①～④に示す助言を行うものです。
27	I	2	(13)	1)		JapanNationalOrchestra株式会社との連携	芸術監督の助言はあくまで助言の範囲であり、実施にあたり採用しないことは可能でしょうか？	お見込みのとおりです。芸術監督からの助言を受けての実施の判断は事業者が行ってください。
28	I	2	(13)	2)		貸館等の実施における利用調整	貸館について、コロナ前の5年間(2013-2018)程度の各施設毎の利用団体と頻度をご教示いただけますでしょうか。その際、各利用団体の貸館申請径路(プロモーターやイベント一経由など)も合わせてご教示いただけますでしょうか。	提供できる資料については可能な限り公表しますが、資料によっては公表できないものもありますので、今後公表する募集要項等を確認してください。
29	I	2	(14)			事業者が支払う本事業の運営権対価	「I.1.(10) 2)に掲げる」とありますが、I.2.(10) 2)のことでしょうか。	ご指摘のとおりです。正しくは、I.2.(10) 2)です。実施方針を修正します。
30	I	2	(14)			事業者が支払う本事業の運営対価	事業者が運営権対価を提案した場合についても、次項(15)のレベニューシェアは適用されるのでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。

No	該当箇所				見出し	質問	回答
	I	1	(1)	1)			
31	I	2	(14)		事業者が支払う本事業の運営権対価	I 2 (1) 1) 県からの負担額では「県は、県の定める上限額の範囲内において、事業者が提案する県による各年度の負担額を、…支出する」、I 2 (1) 2) 利用料金等収入では「利用料金は、事業者の提案に基づいて県が定める条例に従い、…自らの収入として徴収することができる」との記載があり、サービス対価+利用料金収入であって、運営権についても県から付与されると解釈しております。一方、I 2 (10) 2) ② 費用負担の範囲では「事業者は、県による負担総額0円とする提案とする場合に限り、…運営権対価を提案できるものとする。」との記載があります。運営権対価を取得した場合と取得しない場合の相違についてご教示ください。	収入(利用料金等収入及び任意事業収入)が支出を下回る場合に県からの負担額を上限の範囲内において求めることができます。その場合には、事業者は運営権対価を県に支払う提案はできません。 一方で、収入(利用料金等収入及び任意事業収入)が支出を上回り、県からの負担額を必要としない場合(0円)に限って、事業者は県に対して運営権対価を支払うことを提案できることを規定したものです。
32	I	2	(15)		事業者による運営の結果生じる収入の帰属(レベニューシェア)	「一定の収入額を超えた分」との記載がありますが、この収入額は事業者の提案によるものなのでしょうか。また、本事業のヒアリング時にプロフィットシェアの検討があったと記憶しております。本施設のような集客施設では、売上が増加すると諸経費等の支出も増える傾向がありますが、プロフィットシェアの選択肢はなくなったのでしょうか。ご教示ください。	前段:P11(15)の後段に記載のとおり、各年度の計画収入を一定程度(提案書類において事業者が提案)上回る場合にレベニューシェアの対象となります。 後段:本事業では、プロフィットシェアではなく、レベニューシェアを導入することとします。
33	I	2	(15)		事業者による運営の結果生じる収入の帰属(レベニューシェア)	プロフィットシェアではなく、レベニューシェアを、選択された理由、根拠を、具体的に、かつプロフィットシェアと比較して、ご教示ください。	プロフィットシェアは、収入から支出を控除した「利益」を対象としており、事業者としては赤字にならないメリットはあるものの、県が事業者の支出の適正さを精査することは困難です。それに対して、レベニューシェアは「収入」を対象としたものであり、県・事業者ともに「収入」を客観的に把握しやすく、算定も迅速に行うことができます。一方で、事業者には収入の増加に伴い支出も増加するリスクはあるものの、計画収入を上回る割合や納付する比率も事業者の提案とすることから、事業者としても一定程度リスクをコントロールすることが可能であるため、総合的に鑑み、レベニューシェアを採用するものです。
34	II	2	(2)	8)	JNOとの意見交換の実施	JNOの意見は審査に影響がありますか。	県の附属機関である奈良県文化会館運営事業者選定委員会が審査を行うため、JNOは審査に関与することはありません。

No	該当箇所					見出し	質問	回答
	I	1	(1)	1)	①			
35	II	3	(1)	1)	vii	応募者の構成	親会社と同じくする子会社同士の関係にある複数の企業が、応募者(応募グループ)の「構成企業」として参画することは可能でしょうか。不可の場合、どちらかが「協力企業」であれば可能でしょうか。	構成企業、協力企業の別を問わず、応募者に「資本面若しくは人事面において関連がある者」を複数含めることは可能です。
36	II	3	(1)	1)	vii	応募者の構成	親会社と同じくする子会社同士の関係にある複数の企業が、それぞれ別々に複数の応募者(応募グループ)に参画する場合、どちらかが応募を取り下げる必要があるでしょうか。どちらかが応募を取り下げる必要がある場合、「協力会社」であれば他の応募グループであっても参画は可能でしょうか。	応募者は、応募企業又は代表企業・構成企業・協力企業からなる応募グループにより構成されますが、協力企業はSPCに出資する者ではないため、「応募者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者として参加できない」の要件は、応募グループの場合は、代表企業と構成企業に限ることとするよう、実施方針を修正します。そのため、あるグループの協力企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他のグループの協力企業としてであれば、参加することは可能です。
37						施設利用に関して貸館についての営業活動あるいはプロモートについてどの程度県として活動をしていたのか、もしくは基本的には申込待ちの状態であったのかをご教示ください	リニューアル工事前の貸館について、利用者からの申し込み待ちが中心であり、特段に県が営業活動やプロモーションを実施することはありませんでした。	
38						インフォメーションパッケージ(ホール稼働率)	2018年度以後の稼働率について開示を頂いておりますが2017年度以前の稼働状況について開示頂くことは可能でしょうか。	提供できる資料については可能な限り公表しますが、資料によっては公表できないものもありますので、今後公表する募集要項等を確認してください。
39						インフォメーションパッケージ(利用状況)	各室の2022年度の利用実績について開示頂いておりますが、2021年度以前の10年程度の利用実績を開示いただけますでしょうか。可能な場合利用時間など詳細の内容についても併せて開示ください	提供できる資料については可能な限り公表しますが、資料によっては公表できないものもありますので、今後公表する募集要項等を確認してください。